

2018 (H30) 年 8月 7日 (火)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

# ひよりやま No.9

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



少し古い話になりますが、5月に「堀晃（ほり・ひかる）展」に行きました。長府の下関市立美術館です。実は我が家に一点だけ堀さんの作品があります【写真】。ピンクのカジキマグロを描いたりトグラフで、ジャズピアニスト佐藤允彦のCD Morning Delusionのジャケットにも使われています。

また、堀さんの画集「空が満ちルトキ」も大好きなので時折開いては楽しんでいます。

さて、会場で「鳥への儀式」という大作品についておそるおそる画伯にお尋ねしたところ、大変親切に教えてくださいました。小学校に勤務されていた頃、児童が白鷺の亡骸を持ってきたときのことが原風景だったそうです。堀さん（画中の鳥男）は白鷺を自分の中に取り込もうとしており、そのために鳥の仮面をつけているとのことでした。

「ハワイの空の青さ、時間の経過による色の変化が麻薬のようだ」と言われたのも印象的でした。体調はあまりよろしくないとのことでしたが、会場には23点の新作（しかもすべて2018年と記されています）が展示され、創作意欲はますます旺盛だと感じました。

また7月にはお宅に伺い、画集にサインしていただくとともに銅版画を1点頒けていただきました。こちらは当事務所に飾っていますので、どうぞお気軽に見に来てください。堀先生、チャーミングな奥様と一緒に、どうかお元気で素晴らしい作品をもっともっと描き続けてくださいませ。

## 相続における「遺留分」

「ひよりやま No.7」でご紹介した「遺言」のつづきです。

もうお忘れになったかと思いますが、あのご依頼主様は配偶者に法定の相続比率より多く、子どもには法定比率より少ない額を遺言されました。著しく少ないと子どもは不満に思うこともありえますね。そこで出てくるのが「遺留分」です。

わかりやすくするために極端な例を考えてみましょう。

太郎さんのお父さんが1500万円の遺産を残して亡くなりました。お母さんは既に亡く法定相続人は子ども3人です。遺言状を開いてみると遺産は兄と姉にのみ残され、太郎さんの相続分はゼロでした。法定相続比率なら遺産の1/3である500万円が受け取れるはずだったのに…。

太郎さんに救済策はないのでしょうか？

民法第1028条には次のように規定されています。

兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分の一
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の二分の一

この規程により、太郎さんには遺留分として1,500万円×1/3×1/2の250万円を受け取る権利があります。具体的には遺留分減殺（げんさい）請求（1031条）を行うことによって遺留分に属する相続財産を取り戻すことができます。



〈暑い日がつづきます。健康第一でいきましょう。次号は12月に発行予定です〉